

市広聴第1410号  
令和3年12月6日

日本科学者会議神奈川支部幹事会  
代表幹事 萩原 伸次郎 様

横浜市長 山中 竹春



新型コロナウイルスの第6波および  
各種感染症の対策についての要望書について（回答）

さきに要望（2021年11月5日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

1 PCR検査体制の充実について

国が公表している「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」では、検査の実施は有症の疑い患者や濃厚接触者等を対象と想定しており、本市でも国が示す手引き等に基づき、検査体制の充実を図っています。

市民の皆様が感染を疑う症状や濃厚接触の疑いなどがありご心配な場合には、ほかの病気の可能性も含め診察を行う必要があるため、まずはかかりつけ医等身近な医療機関を受診していただいています。診察の結果、医師が必要性を認めた方については、検査料については公費で実施できる仕組みです。市内で行政検査を実施する医療機関は現在も増えており、感染者が極めて短期間に急増した一時期を除き、必要な方に、大幅にお待たせすることなく検査を実施することが可能な状況です。

ワクチン接種会場などの臨時の施設では医師による診察が難しい場合があり、市医師会の協力のもと開設している簡易検体採取所での検体採取に際しても、まずは医療機関で医師による診察を受け、検査が必要と認められた方を対象としています。

また、医療機関や高齢者施設、障害者施設、保育施設、学校等、施設の特性上感染拡大の防止が難しい場合や、重症化のリスクが高い方が多くいる場合、濃厚接触者の範囲の特定が困難な場合等には状況に応じ対象を広くとらえて検査を実施しています。さらに、クラスターが発生した施設に対し、必要に応じ感染防止対策に関する助言・指導を実施するなど、早期に終息するよう努めています。

一方、施設での定期的な検査に関しては、高齢者施設等の従事者に対し、神奈川県が希望に応じ定期的にPCR検査を公費で実施しており、市内施設も対象とされています。障害児施設においても本市でPCR検査を実施しています。そのうえ、新型コロナウイルスワクチン

接種の対象年齢に達していない園児や児童等の集団生活における感染拡大を防止するため、保育園、幼稚園、小学校及び特別支援学校を通じて抗原検査キットを配布しています。

今後も国の動向を踏まえ、関係機関と連携しながら効果的な検査体制の構築に努めていきます。

2 コロナ専門病院拡充と後遺症対策の専門病院の設立について

本市では、自宅療養者（軽症・中等症Ⅰ）のうち、ハイリスクな方を対象に、入院による薬剤投与等、早期治療を行うコロナ専門病院を令和3年12月1日に開設したところです。

これにより、軽症や中等症Ⅰの患者の重症化を予防します。

また、自宅療養者への対応として、神奈川県とともに推進している神奈川モデルにおいて、自宅・宿泊施設で療養する方に、血液中の酸素濃度を測定するパルスオキシメーターを無償貸与しています。日々の健康観察で測定していただくことにより、重症化のサインを見逃さないよう努めているところです。自宅療養中に体調不良を感じた際には、受診のご案内や、必要に応じ入院療養に切り替えるよう対応しています。

今後も関係機関と協力しながら、より良い体制の整備に努めています。

3 10万人あたりの全国標準並みの病院数の確保と医療機関の経営危機への防止について  
神奈川県地域医療構想では、本市の医療需要は2025年に向けて増加することが見込まれています。

今後とも、神奈川県と連携し、地域の実情に応じた医療提供体制の構築に努めています。

4 保健所など行政機関の拡充について

本市の保健所の体制については、感染症・食中毒などの健康危機管理について、指揮命令系統の一元化を図り、区域を超えた広域的な感染症発生時も迅速かつ適切な対応を行うため、平成19年4月から1保健所としました。コロナ禍では、その体制のもと患者の急増に伴う医療崩壊を防ぐため神奈川県とともに新型コロナウイルス感染症対策の「神奈川モデル」に基づき医療提供体制を整備しています。そのうえ、柔軟かつ丁寧、臨機応変な対応を行いうため、各区の18支所は保健所と一体となって健康危機管理業務に対応しています。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、人員体制についても全市的な応援体制や民間事業者等も活用しながら、対応力の維持・強化に努めています。令和3年4月からは、18支所含めた保健所の機能強化やワクチン接種対応などのため、100人を超える職員を増員しました。

5 小中学校や高校、大学までの感染症対策と長期欠席児童の救済について

各学校では、学習の取組状況を確認し、十分な定着ができていない児童生徒には個別に補

習を行う等の配慮を行っています。感染不安により長期的に登校できない状態が続いている児童生徒については、不登校児童生徒への支援事業である「アットホームスタディ事業」を活用することも可能です。

また、高等学校入学者選抜は、学校教育法に基づいて実施しています。市立高等学校における令和4年度の入学者の募集については、令和3年4月に決定した「令和4年度横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」に基づいて対応しています。

公立大学法人 横浜市立大学（以下、「市大」という）については、平成17年度から地方独立行政法人として自主・自律的な運営を行っていますので、今回いただいたご意見については、市大に送付し、次のような回答を得ました。

#### <以下、市大の回答>

横浜市立大学では、令和2年4月から開始された国の制度である高等教育の修学支援新制度（授業料減免及び給付型奨学金）をはじめ、納入期限の猶予、本学独自の授業料減免制度（YCU給付型奨学金、家計急変による緊急応急型授業料減免）等による経済的支援を行っています。

また、フードバンクかながわ、横浜市金沢区社会福祉協議会、地域住民の方々等の協力により、生活が厳しい学生を対象に食料品や生活用品を提供する「食の支援」を継続的に実施しています。

意欲ある学生が経済的な事情で学業を断念する事がないよう、学生一人ひとりに対し丁寧な対応を行っています。

併せて、本市においては、ホームページにて、国等による学費等の支援制度をはじめ、本市の取組や各大学の対応、公共料金支払いに関する情報などを集約してご案内しています。

URL : [https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/daigaku/jirei/covid-19\\_infomation.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/daigaku/jirei/covid-19_infomation.html)

引き続き、新型コロナウイルス感染症による情勢を踏まえながら、学生の学びに必要な取組を行っていきます。

新型コロナワクチンについては、国の計画等に基づき、希望するすべての市民の皆様が接種を受けることができるよう、接種体制を整えていきます。また、季節性インフルエンザワクチンについては、国からワクチンの安定供給に係る対策について通知がなされ、本市からも市内医療機関へ周知し協力を依頼しています。引き続き、ワクチンの有効活用が図られるよう必要な対応を行っていきます。

#### 6 中小企業への引き続き支援と援助について

本市では、国に対し、指定都市市長会を通じて、持続化給付金や家賃支援給付金の再実施、

雇用調整助成金の特例措置をはじめとする各種支援策をより一層充実・強化することを要請しています。

またこれらの支援策の活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制整備、申請の簡素化、手続きが不慣れな事業者に対する専門家の支援等の一層の充実を図るなど、迅速で効果的な支給につなげることを要請しています。

引き続き、国に対し、機会をとらえて必要な措置を行うよう働きかけるとともに、厳しい状況にある市内中小・小規模事業者の皆様を支援していきます。

さらに、企業が雇用維持のために活用する「雇用調整助成金」や、休業を余儀なくされた労働者向けの「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の特例措置について、国に対して、上限額の引上げや期間延長等を要望してきました。

今後も、支援を必要とされる皆様のために、国に対して、当該制度の特例措置等を適時かつ適切に実施するよう、要望していきます。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によろしくお伝えください。

#### 担当

健康福祉局 健康安全課	電話 : 045-671-2463 FAX : 045-664-7296
医療局 医療政策課情報企画担当	電話 : 045-671-4813 FAX : 045-664-3851
地域医療整備担当	電話 : 045-671-2972 FAX : 045-664-3851
教育委員会事務局 教育課程推進室	電話 : 045-671-3732 FAX : 045-664-5499
教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課	電話 : 045-671-3724 FAX : 045-671-1215
教育委員会事務局 高校教育課	電話 : 045-671-3272 FAX : 045-640-1866
政策局 大学調整課	電話 : 045-671-4273 FAX : 045-664-9055
経済局 雇用労働課	電話 : 045-671-2341 FAX : 045-664-9188
経済局 企画調整課	電話 : 045-671-2566 FAX : 045-661-0692

日本科学者会議神奈川支部幹事会

代表幹事 萩原 伸次郎 様  
事務局長 後藤 仁敏 様  
担当幹事 惣田 显夫 様  
益田 総子 様  
飯岡 宏之 様  
幹事 中野 広 様  
浜田 盛久 様  
古川 和彦 様  
横尾 恒隆 様  
渡邊 良朗 様

相模原市長 本村 賢太郎



新型コロナウイルスの第6波および各種感染症の対策についての要望書について  
(お答え)

日頃から、市政に対しまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ご要望につきましては、次のとおりお答えいたします。

1 PCR検査体制の充実を

PCR検査は、無症状感染者が感染を広げる新型コロナウイルス感染症の感染源対策としては、防疫上きわめて重要な検査です。しかし、日本ではいまだに国際的にみても検査数はきわめて少ない状態が続いています。感染症対策は主として感染源対策、経路対策、感受性対策がありますが、ワクチン接種が進んだ国でも感染経路対策をしなければ感染が拡大することは明らかです。

とくに、感染源対策の検査・追跡・保護・隔離は、今後一層の強化が必要です。

第5波で感染者や死者を低く抑えている自治体の対策を見ると、陽性者が出たら学校であれば全校を対象にする広く網をかけたPCR検査を実施しています。こうした感染源対策と同時に死者ゼロを達成した墨田区の取り組みでは、「早期に検査・診断ができる環境を整備したことが、スムーズな入院体制になった。基本的に発症から1日での検体の採取徹底」が力点と述べています。このようにPCR検査の拡充（先の要望は1日5万件）は今後の感染症対策の要となるものです。

1) PCR検査体制をつくる場合、第1には、「いつでも、誰でも、何度でも」の立場で、民間

検査機関を活用し、体制を強化すること。第2には、従来の枠にとらわれず大胆かつ大規模に一気に実施する体制が必要です。そのためには全自动PCR検査装置などを地方衛生研究所に導入するとともに、PCR検査や感染症の専門家の養成が重要です。この20年に間に県や市の感染症部門の縮小統合が進められましたが、これらの専門部署を従来の体制に戻し、スピードアップできるようにし、官学が連携してすべての陽性者のウイルスのゲノム解析をすることも必要です。常に変異株を把握していくことは、今後の流行を低く抑える上できわめて重要です。

- 2) 感染集積地（エビセンター）について、広く無料PCR検査を実施し、火種をなくす取り組みを戦略的に進め、感染拡大の芽を摘み取ることが必要です。これを実施しないと、感染爆発を起こし、また同じことが繰り返されます。
- 3) 医療機関、高齢者施設、事業所、学校、保育園、学童クラブなどが実施する定期集団検査をおこなう体制と支援も必要です。
- 4) こうした検査を進めるために、全自动PCR検査装置などを導入して、広範囲に短時間で広く実施できる体制が求められます。

【回答】

本市では、医療機関や福祉施設等において感染者が出たときには、濃厚接触者に限らず、幅広く検査を実施しております。

定期的なPCR検査につきましては、県において高齢者施設等の従事者に対するPCR検査を実施しており、小学校や保育園等に通う子供がいる家庭のほか希望する世帯にも検査キットを配布しております。

なお、県において、感染拡大時に不安のある無症状者を対象として、登録された検査事業者による無料検査が始まっています。引き続き、国、県等の動向を注視し、必要な対応を検討してまいります。

本市の衛生研究所では、新型コロナウイルス感染症対策として、リアルタイムPCR装置を新たに4台導入し、現在5台を保有しております。また、PCR検査や感染症の専門家の養成につきましては、神奈川県との職員交流派遣を行うなど、より高度な知識と技術の習得に努めています。

ゲノム解析につきましては、変異株スクリーニング検査の実施を行うとともに、委託化なども含め、体制強化を図ってまいります。

（感染症対策課、衛生研究所）

2 コロナ専門病院拡充と後遺症対策の専門病院の設立を

第5波では新型コロナウイルスの感染爆発により、多くの医療機関で病床が逼迫し、多くの自宅療養者を出し、医療崩壊が先進国といわれるこの日本で、神奈川県で起きました。感染症対策だけでなく、県民の衛生と健康を守る砦としての病院の拡充とそのスタッフの充実を図ることが何より重要となっています。横浜市の山中竹春市長は9月17日の定例会見で、「コロナ専門病院」を11月中旬に市内に開院する考えを示しました。専門病院の内容は明ら

かではありませんが、発熱外来だけでなくアフターケアとなる後遺症対策の外来も設けていただきたいと思います。コロナ専門病院も、横浜市の1か所だけでなく数か所、川崎市、横須賀市、相模原市、県央、県西の地域への設置を強く要望します。それに加え、従来からある各種病気に対する専門病院を充実させ、県民や市民の最後の砦となれる医療制度の再構築を要望いたします。

感染爆発時の新型コロナ感染症の課題の一つに、急変者への対応がありました。重症化の液性因子の最新の研究結果に基づく血液検査、Dダイマーなどの血栓要因の血液検査などをすべての患者に対して実施し、より科学的に重症化要因を把握する体制づくりも今後の医療に求められます。感染拡大時に自宅に留め置かれ、医療放置状態に置かれる現状をえる取り組みを具体的に構築することが重要です。

#### 【回答】

本市では、県の医療提供体制である「神奈川モデル」に基づき、病床の確保等体制の整備を図っており、令和2年5月には、旧北里大学東病院を活用して新型コロナウイルス感染症の専用病床を確保しております。今後につきましても、県との連携により、感染状況に応じた病床の確保を図ってまいります。

後遺症への対応につきましては、本市の新型コロナウイルス感染症相談センターで相談を受け、後遺症の診療を行っている医療機関等の案内をしております。また、現在、療養解除の方を対象に、後遺症に係るアンケートを実施しており、その結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症患者へ新たな血液検査を実施することにつきましては、科学的知見の確立など国の動向を注視してまいります。

(感染症対策課)

#### 3 10万人あたりの全国標準並みの病院数の確保と医療機関の経営危機への防止を

第5波で医療危機、医療崩壊が起きましたが、このような中でも医療機関の統廃合が進められています。2018年の10万人当たりの病院数は3.8、神奈川県は4.7位の最下位です。東京都の4.9、埼玉県の4.8に比べても少なく、長崎県の11.3や高知県の17.7に比べればきわめて少ない数です。全国標準6.7とはいかなくても埼玉県並み4.8くらいの確保は必要です。この低い水準は、県民・市民の命と健康を守るといながら、医療機関の統廃合、縮小が進められてきた結果です。とくに国、県、市立の病院は感染症だけでなく各種医療を必要とする県民・市民の安全安心の砦です。

また、公立だけでなく私立の大病院や地域の医院は地域の県民・市民の健康を守る重要な役割を持っています。とくに地域の病院は、病気や健康に関し地域住民が直接相談する機関となっています。第6波やインフルエンザの流行も想定される現在、先に要望した医療機関の設置に発熱外来や後遺症の診察ができる地域密着型で国内標準の医療設備を横浜市、川崎市、相模原市の北部地域、県内の各市町村などで設置し、第6波や新型感染症が十分できる医療体制（感染症専門医療従事者や医学部の細菌学専攻の研究者の育成など）の構築を要望

します。

新型コロナなどにより病院の経営が危機も深刻化しています。至急、病院の実態を把握し、経営危機を防ぐため適切な援助と医療従事者の報酬の引き上げを再度要望します。

#### 【回答】

令和元年9月に厚生労働省から「再検証を要請する医療機関」として市内の2つの病院が公表されたことを受け、「相模原地域医療構想調整会議」において再検証がなされた結果、対象となった病院が既に医療機能の見直し等の取組を進めていることから統廃合は行わないこととされ、その結果を神奈川県から厚生労働省に報告しております。

なお、令和3年4月1日現在、相模原二次保健医療圏（相模原市）の病床数は、6,484床であり、病床を整備するための目標値である「基準病床数」6,545床に対し、61床不足している状況であることから、同調整会議等で病床確保や転換等について、検討が進められています。

第6波に備えた対策につきましては、神奈川モデルに基づき、最大で190床の病床の確保を図るほか、病床の稼働率を高めるため、症状が改善した患者の転院搬送支援等を行ってまいります。さらには、自宅療養者の支援として、往診やオンライン診療を行う医療機関等の拡充のほか、神奈川県による配食サービス開始までの本市独自の食料支援を進めてまいります。

医療機関に対する経営支援につきましては、全国的な課題でもあることから、指定都市市長会等を通じて、国へ働き掛けを行うとともに、本市単独でも継続的かつ積極的な支援について、強く国へ要望を行っております。

(医療政策課、感染症対策課)

#### 4 保健所など行政機関の拡充を

感染症における保健所の役割が重要であることは新型コロナ感染対策で国民の前に明らかになりました。新型コロナの第5波では、政府の方針が変更され、原則自宅療養者となりました。自宅療養は「良質かつ適切な医療の提供」という感染症法の趣旨に反するものです。この自宅療養の方針は、救える命を救えず、多く死者を出す要因となっていました。

こうしたなかで、あらゆる業務が保健所に集中することになり、保健所業務の逼迫が大問題となりました。10年以前に厚生労働省の報告書で感染症専門医や保健所機能の強化が提言されたにもかかわらず、「効率化」と称し、削減されてきました。このような誤った方針を撤回し、保健所などの機関の充実と強化を求めます。とくに政令指定都市では、第1に、各区にある保健所機能が本庁に集中化され、支所が独立した機能をもっていないことは問題です。各区の保健所支所を独立化して機能強化し、地域の取り組みに積極的に取り組めるようすること。第2に、各区の各種医療機関との連携が図れる体制を作ることです。

保健所の独立した機能強化は、今後の感染症との取り組みの要となり、多くの命を救う砦となることでしょう。この点で、「自宅療養者がなくなることを防ぐ」をゴールとした墨田区の全医療機関との連携の取り組みは参考となります。

また、保健所は積極的疫学調査と検査により感染拡大の防止を図る機関であり、この体制

の逼迫は感染爆発、医療崩壊の悪循環を生み出します。いまこそ保健所機能の維持強化のための人員と予算の確保をお願いします。

#### 【回答】

保健所につきましては、「感染症対策課」や「新型コロナウイルスワクチン接種推進課」の設置、人事異動等による職員の増員など、機能の充実を図ってきたところです。

なお、本市では、昨夏の感染拡大を踏まえ、派遣による人材派遣も含め職員の動員により、発生状況に応じ段階的に増員を図ることにより、保健所体制を強化することとしております。

引き続き、市民の命と健康を守るため、保健所機能の充実を図ってまいります。

(人事・給与課、地域保健課)

#### 5 小中学校や高校、大学までの感染症対策と長期欠席児童の救済を

デルタ株の感染は、若年層、小中学の学童・生徒まで感染を広げました。児童にまで医療を受けられない自宅待機者を出しました。

現在、緊急事態宣言が解除され、小中学校は対面授業が行われていますが、感染不安で欠席する児童生徒が多くいます。2020年度の文部科学省の発表によれば、神奈川県内では4386人と報告されています。

今年度はまだ報告が出されていませんが、昨年以上の長期欠席者が予想されます。昨年度から文部科学省ではその対応についての指針が出されていますが、その扱いはさまざまです。改めて欠席した児童への学習支援や、入試に不利とならないよう配慮を要望いたします。

大学生や専門学校生の生活も、感染拡大がおさまってきたとはいえ、アルバイトができるなど、昨年以上に困窮している大学生が多く出ています。支援団体などにより、食糧や、生理用品などの支援が行われていますが、各管轄大学や県内の大学への引き続き支援と援助、学費免除、奨学金の増額などの対策を至急実施するよう要望します。

第6波に向けては、新型コロナのワクチンと予防薬などの十分な確保とインフルエンザワクチンの確保をお願いします。

#### 【回答】

本市におきましては、学校における対面授業を基本とし、学校ならではの学びを大切にした教育活動を継続することが大切であると捉えておりますが、新型コロナウイルス感染症への不安により欠席する児童生徒につきましては、国からの通知や感染状況を踏まえ、基礎疾患有している、又は、同居家族に高齢の方や基礎疾患がある方がいる等、合理的な理由がある場合は、出席を要しない日として取り扱うよう各学校に通知しております。

欠席した児童生徒への学習支援につきましては、規則正しい生活習慣を維持するとともに、学習に著しい遅れが生じることがないよう、また、学校と児童生徒との関係を継続できるよう、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて必要な対応を行っております。また、高等学校入学者選抜等における配慮等につきましては、国からの通知を踏まえ、神奈川県教育委員会が適切に対応することと承知しております。

大学生等に対する学費免除や奨学金に係る市独自の対策等につきましては、現在のところ検討しておりませんが、アルバイト先が休業するなどして経済状況が悪化した大学生等に対し、地元農産物の食材の配布を行うなどの支援を実施しております。

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種につきましては、安定的なワクチンの供給がされるよう、必要に応じて、国や県へ働き掛けるとともに、国の動向等を注視しつつ、接種体制の確保に努めてまいります。また、予防薬の確保につきましては、国による承認審査の状況を注視してまいります。

インフルエンザワクチンにつきましても、ワクチンの安定供給が図られるよう、機会を捉え、国に対し要望を行ってまいります。

(学校教育課、こども・若者政策課、感染症対策課、新型コロナウイルスワクチン接種推進課、疾病対策課)

#### 6 中小企業への引き続き支援と援助を

飲食店や宿泊業をはじめとする中小企業は、緊急事態宣言解除後、少しずつ平常を取り戻してきていますが、2年近くにわたる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置により経営がきびしくなり、休業や廃業、倒産も増えています。国では持続化給付金、事業再構築補助金、サプライチェーン補助金などが方針として出されていますが、これらの補助金がスムーズに中小企業に対して支給され、活用されるようにしてください。また、雇用に関しても対策費が計上されていますので、中小企業で働く従業員の権利と雇用を守るための対策費早期支給と雇用対策を要望します。さらに、各種補助金のスムーズな支給が実施される体制強化を要望します。

#### 【回答】

国や県が実施している各種支援策につきましては、速やかに市ホームページでの周知や、窓口での必要書類の案内等を行っております。今後も、事業者の皆様が有効に活用できるよう必要な情報提供を行ってまいります。

また、コロナ禍における雇用対策につきましては、国において雇用調整助成金や在籍型出向の促進のための産業雇用安定助成金の支給など、事業主が雇用の維持を図るための各種助成金等による対応が図られていることから、こうした制度の活用に向けた周知・啓発等に努めてまいります。なお、再就職支援については、市総合就職支援センターにおいてハローワークとも連携しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな職業相談・紹介を行っております。

今後も国や県の施策を踏まえ、中小企業への支援に努めてまいります。

(地域経済政策課、産業・雇用対策課)

以上

【受付No.2021-10】

事業担当：人事・給与課

042-769-8213(直通)